

日本政府及び米国政府による牛肉及び牛肉製品の貿易の再開に係る 共同記者発表

(仮 訳)

平成 16 年 10 月 23 日

2004 年 10 月 21 日、22 日及び 23 日に、日米両政府は、東京において、日本と米国との牛肉貿易の再開について局長級の協議を開催した。会合において、日本政府は、国内の BSE 対策の見直しプロセスについて説明した。米国政府は、米国国内でとられている BSE 対策を説明し、双方向の牛肉貿易再開のための基本的な考えを提示した。

協議の結果、日米両政府は、以下の条件と枠組みの下に、それぞれの国内における承認手続を条件として、科学に基づいて、両国が牛肉及び牛肉製品の双方向の貿易を再開するとの認識を共有した。条件と枠組みの更なる詳細については、実際の貿易再開時まで、両国の専門家及び実務担当者により検討作業の上決定される必要がある。

A．米国への日本産牛肉の輸出

米国は、関連する米国内の規則制定手続を経て日本からの牛肉及び牛肉製品の輸出を認める。

B．日本への米国産牛肉の輸出：販売促進プログラム

米国は、一部の貿易再開を暫定的な期間に可能とする販売促進プログラム（暫定的貿易プログラム）を設ける。米国農務省（USDA）の農業販売促進サービス（AMS）により管理される牛肉輸出証明（BEV）プログラムの実施面の詳細は、日米の専門家によりさらに検討作業の上決定されるが、その主要点は次のとおりである。

- 1．特定危険部位（SRM）は、すべての月齢の牛から除去されなければならない。
 - 1）SRM の範囲は、すべての月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除き、扁桃を含む。）せき随、回腸遠位部（盲腸との接続部分から 2 メートル）及びせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）とする。
 - 2）SRM の取扱いについて、HACCP（危害分析重要管理点監視方式）又は SSOP（衛生標準作業手順）によって管理されているそれぞれの施設が有する管理計画を USDA が検証する。
- 2．内臓肉等を含む牛肉品目は、20 か月齢以下と証明される牛由来でなければならない。

- 3．日本向け BEV プログラムに含まれる牛は、それらと畜時に 20 か月齢以下であることを示す生体牛生産記録にさかのぼることができなければならない。この要件を満たしているかどうかを米国政府が検証する生産記録は、以下の各基準のうちいずれか一つを満たさなければならない。
- a．個体月齢証明
 - b．集団月齢証明
 - c．授精に係る月齢証明
 - d．USDA の工程証明個体識別及びデータ収集サービス
- 4．両国の専門家は、枝肉が 20 か月齢以下であるかどうかを評価するために枝肉の生理学的月齢を検証することを目的として、枝肉の格付け及び品質属性に関する協議を継続する。特別な生理学的成熟度研究（研究事項は別添に記載する）を含む追加的な情報は、専門家による検討のために、USDA により明らかにされる。この研究は、代表的な牛のサンプルの成熟度格付けの検討を含む。枝肉格付けシステムが、枝肉の生理学的月齢を証明し 20 か月齢以下であると評価できることを客観的に明示する場合には、当該システムは BEV プログラムの要件を満たす方法として用いられる。

C．国内手続と貿易再開のタイミング

日米それぞれの国内手続を完了した後、日米両国が直ちに双方向の牛肉貿易を再開できるよう、日本及び米国の規制等の必要な改正は迅速に完了する。日本の場合、そのような国内における承認手続には食品安全委員会による審議が含まれる。両国は、これらの国内手続に着手し、可能な限り速やかに牛肉貿易を再開するよう努力する。

D．共同の科学的協議の継続

- 1．BSE の病理及び種類についての日米双方によるより充実した理解の助けとするべく、日米両国の専門家による共同の協議が継続される。議論されるべき個別の論点には以下のものが含まれる（ただし、これらに限定されるものではない）。

BSE の定義及び検査方法

伝達性

日本の遺伝子組換えマウスによる接種試験を含む既存の又は進行中の研究

- 2．国際獣疫事務局（OIE）及び世界保健機関（WHO）の専門家を含む他の国際的な専門家は、協議への参加を招致されうる。
- 3．協議は直ちに始まり、その情報は、（下記 E に述べる）BEV プログラムの検証のためにも提供される。

E．BEV プログラムの検証

BEV プログラム（上記 B で説明されたもの）は、適当と考えられる形で、2005 年 7

月をめぐり、修正のための検証が行われる。日米両政府の実務担当者による共同の検証においては、OIE 及び WHO の専門家により行われる科学的検討が考慮される。とるべき行動を含む検証の結果は、両政府の一致した判断によって得る。日本の場合、その結果は食品安全委員会の審議を条件とする。

- 科学的検証

OIE 及び WHO の専門家は、BEV プログラムの実施期間中に集められる既存及び新たな情報を検証することとともに、日米間の牛肉貿易において消費者の安全を確保するために適切なものとしてなされる修正に対して指針を提供することを要請される。検証されるべき情報には以下のものが含まれる。

- ・ 上記Dの共同の科学的協議により利用可能となる情報
- ・ 見直しが予定される OIE 基準に従った米国の BSE ステータス
米国の強化されたサーベイランスの結果
米国の飼料規制
米国において実施されている BSE 状況改善のための措置の範囲
- ・ BSE 検査月齢
- ・ その他関連する科学的情報

F . 貿易の攪乱の防止

日米両国は、十分に強固な食品安全システムを有しており、少数の追加的な BSE の事例が確認されても、科学的な根拠がなければ輸入停止や牛肉貿易パターンの攪乱という結果に至ることはない。

G . 査察システム

日米各々の関連する食品安全システムの同等性の検証のための査察及び牛肉貿易の再開の後、両国は、相手国施設の定期的な査察に協力する。

別 添

牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究事項

米国農務省農業販売促進サービスは、月齢が判明している去勢牛及び未經産牛（その出生時が1か月の範囲内で特定されるもの）のと畜後の生理学的成熟度の評価に関する特別研究を行う。研究の目的は、記録月齢が20か月を超える去勢牛及び未經産牛を日本への輸出のための証明プログラムから除外することを確保するような、成熟度格付けの最大値を決定することである。米国のと畜した肥育牛群の代表的なサンプルについての生理学的月齢に関するこうした調査分析によって、牛の月齢に係る信頼できる評価法を提供する。この研究は、日本の専門家との協議の上で、国際的に認知されたサンプリング方法及び統計学的手法によって設計され、かつデータが分析される。

この研究は45日以内に完了し、報告が提出される。